

米国：対中追加関税に関する続報5

－電動自転車が2020年12月31日まで適用除外延長－

既報の通り、米国通商代表部では対中追加関税措置について適用除外制度を設け、意見公募のうえ適用除外品目を適宜発表してきた。電動自転車が該当する「駆動原動機として電動機を用いるもので出力が1,000Wを超えないもの(8711.60.0050又は8711.60.0090)」についても適用除外とされ、その除外期限は2020年9月20日迄であった。これらの経緯については以下のとおり報告を行っている。

- ・2019年10月続報
http://www.jbpi.or.jp/report_pdf/rep_us_20191017.pdf
(当該関税番号が適用除外とされているものの電動自転車が適用除外になるか不明)
- ・2020年1月続報2
http://www.jbpi.or.jp/report_pdf/rep_us_20200124.pdf
(電動自転車が適用除外になるとの税関当局の見解)

このほど米国通商代表部は、9月22日付米国官報で「駆動原動機として電動機を用いるもので出力が1,000Wを超えないもの(8711.60.0050又は8711.60.0090：2019年7月1日以降、8711.60.0000：2019年7月1日より前)」について2020年12月31日まで適用除外を延長すると発表した。

米国官報2020年9月22日付(4ページ目の17)
https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%2416_Billion_Exclusion_Extensions_September_2020.pdf

以 上